

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

旧別表六(八)

平二十一年・四・一以後終了事業年度分

御注意

平成21年4月1日以後に開始する事業年度については、平成21年6月改正後の法人税法施行規則別表六(八)(別表六(八))を御使用ください。

試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	9	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(9) \times \frac{10}{100}$	10	
比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3		10%相当額を超える試験研究費の額 $(1) - (10)$	11	
試験研究費の増加額 の増加額 に係る 税額 控除	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	12	
基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4		超過税額控除割合 $(12 - \frac{10}{100}) \times 0.2$	13	
試験研究費の増加額 $(1) - (3)$ $((1) \leq (4) \text{の場合は} 0)$	5		平均売上金額の10%相当額を を超える試験研究費の額に係る 税額控除限度額 $(11) \times (13)$	14	円
試験研究費の増加額に係る税額控除 限度額 $(5) \times \frac{5}{100}$	6		当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	15	
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	7		当期分の特別控除額 $((14) \text{と} (15) \text{のうち少ない金額})$	16	
当期分の特別控除額 $((6) \text{と} (7) \text{のうち少ない金額})$	8		法人税額の特別控除額 $((8) \text{の金額又は} (16) \text{の金額})$	17	

旧別表六（八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第9項《試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税額の特別控除額（(8)の金額又は(16)の金額）¹⁷」は、措置法第42条の4第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(16)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(8)の金額又は」を消して記載します。